サービス連合 速報

No. 210
2025年５月19日

サービス・ツーリズム産業労働組合連合会　〒160-0002　東京都新宿区四谷坂町9-6坂町Mビル2F　TEL:03-5919-3261
発行人：石川　聡一郎

第２７回参議院選挙 推薦候補者

サービス連合の政策実現にむけて取り組む候補予定者を推薦

組織内討議資料

サービス連合は、働く者の立場からの政策実現に取り組む中で政治にも向き合っています。来る第27回参議院選挙においても、サービス・ツーリズム産業の持続可能な発展のため、政策推進議員懇談会との関係性を軸にしたうえで、サービス連合の政策実現にむけて取り組む候補予定者を推薦しています。**第27回参議院選挙におけるサービス連合の推薦候補者**は以下の通りです。（2025年５月19日現在）

比例代表

もりや たかし
森屋隆
現職（１期）
立憲民主党

埼玉県選挙区

くまがい ひろと
熊谷裕人
現職（１期）
立憲民主党

愛知県選挙区

みずの こういち
水野孝一
新人
国民民主党

広島県選挙区

もりもと しんじ
森本真治
現職（２期）
立憲民主党

サービス連合 速報
No. 210
2025年5月19日

サービス・ツーリズム産業労働組合連合会　〒160-0002　東京都新宿区四谷坂町9-6坂町Mビル2F　TEL:03-5919-3261
発行人：石川　聡一郎

参議院選挙の仕組み

第27回参議院議員選挙にむけて

参議院議員について

任　　期：６年（３年に一度、定数の半数を改選）
定　　数：248人（選挙区148人、比例代表100人）
選挙運動期間：公示から投票日の前日までの17日間

参議院選挙は２種類

選挙区選挙　１枚目の投票用紙

選挙区：各都道府県を一つの選挙区として実施（徳島と高知、鳥取と島根は合区とされています）
定　数：各選挙区で１～６の定数

投票方法
投票：候補者名を記入して投票します。
結果：各選挙区の定数に合わせて、得票数の最も多い候補者から順次当選人が決まります。

比例代表選挙　２枚目の投票用紙

比例代表選挙は政党名ではなく、当選させたい候補者名を記入することが重要！

選挙区：全国を一つの単位として実施
定　数：候補者名と政党名の投票を合算し、その割合に応じて各政党に50を配分

投票方法
投票：候補者名または政党名のいずれかを記入して投票します。
結果：①政党の得票数（候補者名＋政党名の得票の総数）に基づいて各政党の当選人の数が決まります。
②個人名での得票数が最も多い候補者から順次当選人となります。
※特定枠の候補者がいる場合は、政党の比例獲得議席数に応じて、あらかじめ特定枠内で定めた順位に従い、特定枠の候補者から順次当選人が決まっていきます。

特定枠とは？
2018年の公職選挙法の改正では、比例代表に「特定枠」という、あらかじめ政党の決めた順位に従って当選者が決まる仕組みが導入されました。特定枠は、非拘束の候補者の名簿と切り離して、政党が「優先的に当選人となるべき候補者」に順位をつけた名簿をつくります。特定枠の候補は、個人名の得票に関係なく、名簿の順に当選が決まります。

２面に続く

労働組合の政治活動・選挙運動

政治活動や選挙運動を進めるにあたって重要になるのが、公職選挙法や政治資金規正法などの法律です。公職選挙法では「政治活動」と「選挙運動」を区別しており、選挙運動には制約を課しています。労働組合ができる政治活動・選挙運動をよく理解しましょう。

公示前

出来ること

政治活動ができます。

公示前に、1.政治上の主義や政策を推進・支持すること、2.候補者を推薦・支持すること、3.推薦した候補者の名前を通常の方法で組合員に知らせること、は政治活動にあたることから、実施できます。

【具体的な取り組み】

- サービス連合の推薦候補者名を組合員に周知する。（サービス連合速報を活用）
- サービス連合の推薦候補者の政策を組合員に周知する。（サービス連合から送付するリーフレットを活用）

出来ないこと

公示前は選挙運動はできません。

選挙運動とは、特定の選挙につき、特定の候補者に当選を得させるため、投票を得若しくは得させる目的をもって、直接又は間接に必要かつ有利な行為をすること。（選挙運動の３要素に当てはまること）

【選挙運動の３要素】

- 特定の選挙で＜選挙の時期と種類の特定＞
- 特定の候補者の当選をはかるために＜氏名の特定＞
- 直接または間接的に有権者に働きかける行為（投票を働きかける行為）

公示後

出来ること

ウェブサイト等を利用する方法で選挙運動を行うことができます。

ウェブサイト等：インターネット等を利用する方法のうち、電子メールを利用する方法を除いたもの。例えば、ホームページ、ブログ、ＳＮＳ、動画共有サービス、動画中継サイト等。

出来ないこと

公示後は労働組合の政治活動のうち、特定の活動について、規制を受けます。

サービス連合の推薦候補者名を掲載したサービス連合速報やサービス連合から送付するリーフレットを活用することはできなくなります。ご注意ください。

公示前でも公示後でも出来ること

【投票行動の呼びかけ】

組合員に投票行動を呼び掛けることは公示の前後に関わらず、実施できます。

労働組合は、賃金や労働条件の維持・向上、職場環境の改善などの取り組みを行っていますが、私たちの暮らしの向上には、企業内の労使間だけでは解決できないことがたくさんあります。それらを解決するためには、私たち働く者の立場に立った政策を実現する政治家の存在が必要です。

労働組合の政治活動は、イコール選挙活動と受け止められがちです。しかし、選挙活動だけが政治活動 なのではありません。投票行動を通じて立法や行政にわたしたちの意見を反映させることで、生活の安定と向上をはかっていくことこそが労働組合が取り組むべき政治活動と言えます。

組合員に投票行動を呼び掛けましょう！